

附記 宮井三霊碑について

文永寺の阿弥陀堂右脇奥に大きな三連の石碑がある。これは、祖母ますの父で、小林美蔵（地籍名）の四代目宮井孝左衛門翁（大正九年九月一日没 眞積院殿孝純智秀居士）の建立されたものである。一族のものは「宮井三霊碑」と呼んでいるが、この三連の右端の石碑には「宮井家三霊碑」、中央に「蚕霊神」、左に「孝子之石文」と刻まれており、中央の蚕霊碑の左右両横には和歌が刻まれ、孝子碑の左右には、「祝祭基本金二百円」「宮井幸左衛門治故建之」と刻まれている。三霊碑に刻まれた戒名と碑陰は以下のようなものである。

無量院賢體永昌大姉
（碑陰）文久三癸亥 八月十九日

隆興院殿関外壽透居士
（碑陰）文化六己巳 十二月十一日

秋江院高林自芳居士
（碑陰）明治三庚未 九月十六日

霊名は、中央に翁の祖父、右に祖母、左に父であると思われる。また三霊碑の側面には向かって右に「霊祭基本金八百圓」、左に「霊祭毎年 九月十九日」とあり、わたしがものごころつく頃までは、勅使門の内、お稲荷様脇に建てられてあり、九月十九日に文永寺

で例祭を催していただいていたのを記憶している。昭和十二年に下久堅小学校の先生方が中心になってつくられた『文永寺史』（山村書院）があるが、その折込地図でも、文永寺の境内、勅使門を入れて左に三連の石碑らしき記載がある。

聞くところによれば、維新の太政官布告「神仏分離令」や明治三年正月に出された詔書

「大教宣布」によって、神仏習合の廃止、神体に佛像の使用禁止、神社から仏教的要素の払拭などが行われると、祭神の決定、寺院の廃合、僧侶の神職への転向、仏像・仏具の破壊、仏事の禁止などを急激に実施したために全国の寺院は大混乱の様相を呈したという。さまざまな特権を持っていた仏教勢力の財産や地位の剥奪がおこり、僧侶の下に置かれていた神官の一部には「廃仏毀釈」運動を起こして、寺院を破壊し、土地を接収する者もいた。また僧侶のなかには神官や兵士となるものや、寺院の土地や宝物を売り逃げていくものもいた。

文永寺は鎌倉中期文永年間に知久氏が開基、揮毫



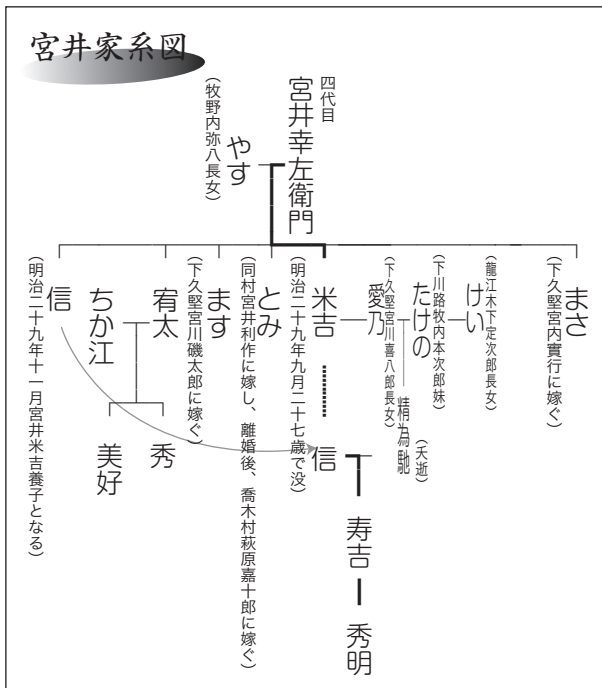
宮井三霊碑

和尚の開山になる古刹の勅願寺として特権的に崇められていた寺も、この嵐の中で存廃の危機に直面したが、村人が新たに檀家になり寺を支えていくことで、廃仏毀釈の難を逃れたという。とはいっても、殿様や国家の保護がなくなった寺では「経営」という新たな問題に直面していた。祖母から伝え聞いた話を紡ぐと、ちょうどその折だろうと思うが、幕末から明治にかけて財を成した宮井孝左衛門翁（三代〜四代？）が文永寺檀徒として文永寺に多額の寄付をされ、茅葺屋根であった寺の屋根を瓦に葺き替えるなど貢献したらしい。戒名をみると院殿を授けられていることから、寺への貢献度がうかがえる。

けれども自分の子どもたちでは永代先祖の供養ができない心配があるからと、多額の寄付とひきかえに、毎年九月十七日に先祖供養の霊祭をしていただくように文永寺へお願いし、三本の石碑を建立したという。

碑陰には寄付金「霊祭基本金八百圓」の額も銘記し、昭和三十年頃までは毎年きちんとお祭をして下さっていた。ところがその頃、跡継ぎである宮井信様（祖母ますの弟、祖父磯太郎の義弟にあたる）が何かの理由で文永寺を離壇りだんされることがあって、その折だろうかと、石碑背面の一部の文字がセメントで塗り潰され、三霊碑も今の場所に移された。お祭をして下さるどころではなく、詣る人もなくなった。寺に盡くされた先代孝左衛門翁の歴史が消され、その血を伝える者として残念に思う。

昔、宮井家に立派な美しい蔵があったところから名づけたのであろう家号は「美蔵みのぞう」と呼ばれ、今でも小林のあの辺り小字名（小字名が先か、家名・屋号が先かは不明）として残っている。人々が「石橋が腐っても美蔵みのぞうの財産は無くならない」と語られた美蔵宮井家は、また下久堅局の租であったり寺子屋も開設する（『下伊那の寺子屋』30頁参照）など、地域の



先達として果たした役割は大きいものがあつた。

この三連の碑がいつごろ建立されたものかはわからない。そして三基の中央の「宮井三霊碑」と同じ霊名を刻んだ同様の碑が、実は村内外に五基（霊祭基本金の金額はそれぞれだが）あることがわかった。

碑の建立の背景を、戸籍を手繰り、推測してみる。翁は、明治二十二年には家督を成人した長男米吉に譲って隠居、同時に十歳だった次男宥太ゆうたを分家

させ、また長女まさ（明治二十年十二月、下久堅宮内實行に嫁す）、次女とみ（明治二十五年五月、喬木村萩原嘉十郎に嫁す）、三女ます（わたしの祖母、明治二十七年十二月、下久堅宮川磯太郎に嫁す）と、明治三十年頃までに相次いで娘たちを嫁がせている。継嗣米吉は妻子運に恵まれず、明治二十九年九月二十七歳で急逝したため、翁は、同年十一月に三男信を米吉の養子にして、宮井家の家督を相続させている。翁が、これら隠居や分家、家督相続、長男の死去などの役場への届け出をしたのは、戸籍に明治三十九年十二月「隠居届出同日受付」と記述があり、米吉の急逝にともなう心身の整理が一区切りついた十数年後のことであつた。

前後の状況から、先祖の供養が滞りなく行われるか不安をいだいた翁が、①知久平の宮内家（当時は宮脇を名乗る）、②喬木村氏乗の萩原家へ嫁に出した二人の娘たちのそれぞれと、③自宅のあつた地区美蔵の集会所（現在消防の詰所）、④宮井家の墓所、それと⑤三女ますの嫁ぎ先宮川家に近い菩提寺である文永寺の、計五カ所に「宮井三霊の碑」をそれぞれ「霊祭基本金」付きで建立した。それは隠居届けの出された明治三十九年前後のあつたと思われる。

——しかし、翁の心配通り、次男宥太様の放蕩三昧を継嗣信様も支えきれず、忽ち家運は傾き、現在屋敷跡は畑になつてしまつてゐる。娘たちの婚家の地所に建つ宮井の碑もそ

の謂われを知る者が少なくなつてしまつた。ただ美蔵の地区へ寄付した「霊（祝）祭基本金」はその運用が上手だったのか未だに残つていて、地区では九月の日曜日に供養祭を続けてゐると、小林の松本慶一さんからうかがつたことがある。

おわりに

明さんの三回忌の折に、なんとかこの原稿を纏めることができた。

頭の中にあることを言葉にして紡ぐことはなかなか難しく、自分の思いなどを表すことができなかつたように思う。それでも、これまであまり話すことのできなかつた父のことを纏めることができたのはひとつの成果であった。また、気がかりであった、文永寺に功績のあつた祖母方の宮井幸左衛門に就いても多少とも調べる事ができた。

明さんが旅立ってから、出費の嵩むこの洞の土地管理をしながら、周囲の皆さんが氣遣つて下さり、折々に講演会や行事・食事などに誘つてくださるので、出掛けることも多く、毎日を楽しく充実して過ごすことができている。今のところ呆けている暇もなさそうである。

最後に、さまざまな資料を整理して本として纏めてくださった南信州新聞社の小田嶋さんに心から感謝し、御礼を申し上げます。

宮川啓子

宮川啓子自伝

堤屋のこと 〈私家版〉

二〇一〇年 一月一〇日 印刷
二〇一〇年 一月三〇日 発行

著者 宮川啓子

〒399-2607 飯田市下久堅南原
電話〇二六五・二九・八〇三二

発行 南信州新聞社出版局

〒395-0152 長野県飯田市育良町二・二・五
電話〇二六五・二二・三七三四